

## [事案 23-101] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 5 月 3 日 和解成立

### <事案の概要>

加入時における募集人の説明に誤りがあったことを不服として、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

本契約の加入前から、インプラント治療を考えていたところ、募集人より、インプラント治療が給付対象になるとの説明を受けたため、平成 20 年 5 月に先進医療特約付の本契約（利率変動型積立保険）に加入した。治療を予定して病院に確認すると、先進医療に該当しないと言われ、本契約に付加した先進医療特約の保障対象外であることが判明した。加入時における契約内容の説明に問題があるため、契約取消しのうえ既払込保険料の返還を求める。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、申立人の主張には理由がなく、請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「設計書（契約概要）」にて契約内容を説明のうえ、「ご契約のしおり一定款・約款」等を交付し、申立人は「生命保険契約申込書」に自署押印している。
- (2) 申立人は、介護や先進医療保障等の説明を受け、気に入っていただき加入となったもので、インプラント治療のみを目的に加入されたものではない。
- (3) 先進医療特約のインプラント治療について、募集時には正当な内容の説明を繰り返しており、問題があったとは判断していない。

### <裁定の概要>

裁定審査会は、申立人の主張を、①錯誤無効による既払込保険料の返還、②説明義務違反による既払込保険料相当額の損害賠償請求であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容に基づき審理した。審理の結果、募集人の説明不十分は重大であることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 前提事実

- (1) 申立人は、入れ歯の不具合のため、インプラント治療を希望していた。
- (2) 申立人は、募集人から、夫の保険の切り替えを勧誘された際に先進医療特約の説明を受け、募集人は、この段階で、申立人がインプラント治療を希望していることを知り、また、その理由を、虫歯の治療のためと認識していた。
- (3) 申立人の夫の契約後、募集人は、申立人に対し、介護保障や成人病保障の充実を意識し、先進医療特約も含めた保険の切り替えを勧誘した。
- (4) 募集人は、虫歯の治療のためのインプラント治療が先進医療に該当するか気になり、上司に確認したところ、「外傷であっても、疾病であっても原因は問わない。決められ

た病院で決められた手術を受けられた場合には、実費をお支払する」との説明を受けたことから、申立人に同様に説明するとともに、申立人に、社内教材の「先進医療の承認医療技術・実施病院一覧」を渡した。

- (5) 募集人は、募集当時、「リスト（上記教材）で渡してある医療機関でインプラント治療を行えば給付されるものと思って」おり、後日、虫歯治療のためのインプラントは、先進医療に該当しないことを知った。
- (6) 申立人の本契約への加入理由が、インプラント治療に給付があることのみであったとまでは認められないが、それを期待して加入したことは明らかである。

## 2. 錯誤無効の主張について

本件の申立人には錯誤があり、その錯誤は、募集人の説明に起因したと認めることはできるが、民法 95 条の錯誤に該当するためには、その動機が表示され、要素の錯誤に該当する必要がある。本件では、動機が表示されていたとしても、一般的なインプラント治療が先進医療に該当しない場合に、通常人が本契約に加入しないとはいえないので、要素の錯誤には該当しない。よって、錯誤無効の主張は認められない。

## 3. 説明義務違反の主張について

そもそも、本件のようなインプラント治療が、先進医療特約の給付対象であることを前提に、保険会社が契約の申込みを受けること自体に問題があったと考えられるが、この点は置いておくとして、申立人のインプラント治療が先進医療に該当しないことは明らかであったのに、募集人は、先進医療に該当し給付が受けられると申立人に思わせる説明をしており、重大な説明義務違反があったと言わざるを得ない。

従って、申立人には、本契約を解約することにより、既払込保険料の全部または一部を損害とする損害賠償請求を認める余地がある。